

このボトルの形で意匠登録を取れるか

株式会社ハルミズ様 ご相談の対象：携帯用浄水ボトルの試作の形（キャップに目盛りのリングが付いた形）
貴社の状況：創業2年目のD2Cブランドです。11月の展示会が初めてのお披露目で、デザインを売りにしています。年内に投資家との面談も予定しています。
2026年9月5日にいただいたご相談について、調べた結果と当所の結論をまとめました（2026年9月26日時点）。
※本資料は月額サービス「特許マンの知財担当」の見本です（株式会社ハルミズと製品は架空／他社の意匠の記載は実在）。

ボトル全体の形での出願はお勧めできません

期限

2026年11月15日に貴社は展示会で試作品の形を公開します。出願するなら、この公開より前です。

根拠

調べた範囲では、ボトル全体の形が貴社の試作に近い意匠登録が3件あります（うち1件は権利が消滅していますが、公知意匠であることには変わりはありません）。

対応

キャップのカウンター部だけなら、部分意匠で意匠登録を取れる見込みがあります。

1. 何を調べて、何と比べたか

いちばん近いもの 意匠登録第1755612号（下の図）
調べた範囲 日本の登録意匠は、容器・ボトル約1万件とキャップ・ふた約7千件を画像で検索し、それぞれ上位30件の図面を見ました。外国の登録意匠、特許庁が集めた公知資料、近い意匠の権利が続いているかの特許庁の記録も調べました。登録されていない市販品としては、フィルター付きボトルを販売するブリタの製品ページを見ました。

			
貴社の試作（お預かりした図）	第1755612号Bottle（Fidlock GmbH）	第1771776号 飲料容器（中川 泰彦）	第1301853号 包装用缶（武内プレス工業）

2. 見つかったもの（貴社の案とどこが近い）

意匠の番号	名称	権利者・出願人	どこが近い・いま権利が生きているか
意匠登録第1755612号 Bottle		Fidlock GmbH（独）	貴社の図にいちばん近いものです。肩からキャップまでの形が似ています。いま生きています（存続期間の満了は2047年）。
意匠登録第1771776号 飲料容器		中川 泰彦	次に近いものです。胴の縦横の比率とキャップの位置が似ています。いま生きています（存続期間の満了は2048年）。

貴社の案に近い3件のうち、この表には近い順に2件を載せました。第1301853号（権利は消滅）は別紙に載せています。

3. 形の守り方を決める材料（意匠登録の見込・守れるところ・事業として守る価値）

意匠登録の見込み
出願前に公知となった意匠と同一または類似の意匠は、意匠登録を受けることができません（意匠法3条1項）。権利が消滅した登録意匠や市販品も、公知意匠に含まれます。ボトル全体の形は、近い意匠登録3件を理由に特許庁から拒絶されることがあります。
カウンター部だけなら、当所が調査した日本の登録意匠（キャップ・ふたを含む）に、類似するものはありません。ただし、公知の形状から容易に創作できる意匠は、意匠登録を受けることができません（同条2項）。米国の薬びんのキャップ（D794448）は、キャップの下に目印の帯を付けた形です。これから容易に創作できたと判断されないかが、登録の分かれ目です。

どこが意匠で守れるか
守れるのは、キャップのカウンター部の形と、それに類似する形までです。
部分意匠は、出願した部分と、それに類似する形まで守られます。胴の形だけを真似た製品は、この部分意匠の権利範囲には入りません。

デザインを意匠で守る価値はあるか
あります。デザインを売りにする貴社には、使い道が2つあります。
①年内の投資家との面談で、カウンター部の意匠登録を出願したことを示せます。②登録された後は、カウンター部の形が似た商品への警告や、通販サイトへの削除申請の根拠になります。

4. 決めること・すること

貴社が決めること
守り方は、
①意匠登録を取る（類似する形もあわせて登録する）
②意匠登録を取らずに売る の2つです。
①なら、展示会で形を見せると意匠登録が難しくなりますので、出願は展示会より前です。②を選んだ場合でも、他社が貴社の商品の形態を模倣した商品を販売すれば、不正競争防止法に基づき、その販売の差止めを請求できます（2条1項3号・3条1項）。請求できるのは、商品が日本国内で最初に販売された日から3年間です（19条1項6号イ）。展示会への完成品の出品も、この『最初に販売された日』に含まれるとした判決があり（知財高判平成28年11月30日）、11月15日の展示会に出品すると、2029年11月15日で終わることがあります。対象はボトル全体の形態で、類似する形態や、カウンター部だけを真似た別のボトルは、原則として対象になりません。

貴社がすること
10月15日までに ①②のどちらにするかをご回答ください。
10月15日までに ①なら、カウンター部の形を確定し、3Dの図面データをお送りください。

当所がすること
10月20日までに ①なら、いただいた3Dの図面データから出願用の図面を当所で作り、ご確認いただきます。
11月10日までに 展示会の前に部分意匠を出願します（②をお選びの場合は出願しません）。

見直し 胴の形を大きく変えたときは、ご希望があれば、この書面を作り直してお渡しします。

＜この書面で言えないこと＞

調査記録

見えていないもの

調べた条件・件数・原文は、別紙「調査記録」でお渡しします（お手元のAIで中身を確認られるデータも添えます）。日本に直接出された意匠の出願は、登録されるまで公報に載らないため、審査中の出願は当所でも確認できません。秘密にする請求のある意匠は、登録された後も最長3年間、形が公報に載りません。同じか類似するデザインの出願が、すでにあるかもしれません。この書面では扱っていないこと：他社の意匠権を侵害しないかどうか。近い3件のうち第1755612号と第1771776号は、いまも権利が続いています。ボトル全体の形で試作品を作って展示会で見せる前に、この2件の意匠権の範囲に入らないかを確認することをお勧めします（販売のための展示も意匠の実施にあたります）。

言えないこと

意匠登録を保証するものではありません（最終的に判断するのは特許庁です）。鑑定書や、特許庁への出願の手続は、別途お見積りいたします。

知育特許事務所 弁理士 米田 恵太 / 日本弁理士会登録番号第16197号